

債権の申出書の提出がなかったことの証明願の

郵送による受付について

債権の申出書の提出がなかったことの証明（営業保証金取戻し証明）の郵送による交付を希望する方に対して、郵送による受付を行っています。

なお、郵送の場合、約1週間の日数を要しますので、お急ぎの方は、窓口での提出をお願いします。

提出方法

郵送による提出を希望する方は、証明願に必要な事項を記入のうえ、下記の書類を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。

受付が終わりましたら、同封された封筒により簡易書留で証明書を返送します。

債権の申出書の提出がなかったことの証明

- ① 証明願（2部）
- ② 営業保証金取戻し公告届控えのコピー
- ③ 手数料500円

※平成30年（2018年）10月1日に大阪府証紙は廃止になり、次のとおり現金による納付となっています。

平成31年（2019年）4月1日以降、大阪府証紙は使用できません。

【平成30年10月1日以降、手数料の現金による具体的な納付方法】

P o sシステムにより手数料を納付いただけるほか、コンビニエンスストアでも納付いただけます。

■ P o sシステムにより、手数料を納付いただけます。

○納付窓口の設置日：平成30年（2018年）10月1日（月）

○納付窓口の設置場所及び取扱時間

- ・ 府庁本館：1階りそな銀行大手支店内（9時～17時：銀行営業時間と同じ）
- ・ 府庁別館：1階玄関ホール内（9時15分～12時、13時～17時30分）
- ・ 咲洲庁舎：1階フェスパ内（9時15分～17時30分）

○「大阪府手数料（P o s）」納付用連絡票 PDFファイルをダウンロードして添付してください。

[PDFファイル](#)

■コンビニエンスストアにて手数料を納付いただけます。

詳細は、建築振興課ホームページでご確認ください。

(URL：<https://www.payment.pref.osaka.lg.jp/cvsps-shinsei/RS10101/00204>)

(120円＋税の手数料が別途必要です)

④ 返信用の封筒

(基本料金＋簡易書留分の切手を貼り、送付先住所を記入のこと)

⑤ 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

★取戻し権者確認のため、必要に応じて上記以外の書類をいただくことがあります。

★証明日についての注意事項

官報掲載日の6ヶ月後の応答日までが債権の申し出期間となり、証明については、この応答日の翌日以降でないとできません。ただし、応答日が休日となる場合、応答日の次の開庁日までが債権の申し出期間となりますので、ご注意ください。

◆ 郵送先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎内
大阪府住宅まちづくり部 建築振興課宅建業免許申請受付窓口
大阪府行政書士会

※送付封筒の表に「証明願在中」と朱書きをしてください。

TEL: 06-6941-0351 (内線: 3085・3088)

FAX: 06-6614-7562